

第3次志摩市地域福祉《活動》計画

概要版

誰もが支え支えられ、
いきいきとくらせる志摩市をつくるための提案
～共生社会におけた市民みんなの協働計画～



平成 29 年 3 月

志 摩 市
志摩市社会福祉協議会

はじめに : 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

地域福祉計画は、行政による地域福祉推進の基本計画です。そして志摩市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、地域福祉を推進するための具体的な活動計画である、地域福祉活動計画を策定することになっています。

志摩市（以下、「市」という。）では、平成19年の第1次計画の策定から、行政の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画とを一体として策定してきました。この第3次計画の策定においても、市と社協は策定作業のための共同事務局を設置して策定作業を進め、本計画を『第3次志摩市地域福祉（活動）計画（以下、「本計画」という。）』と表記します。

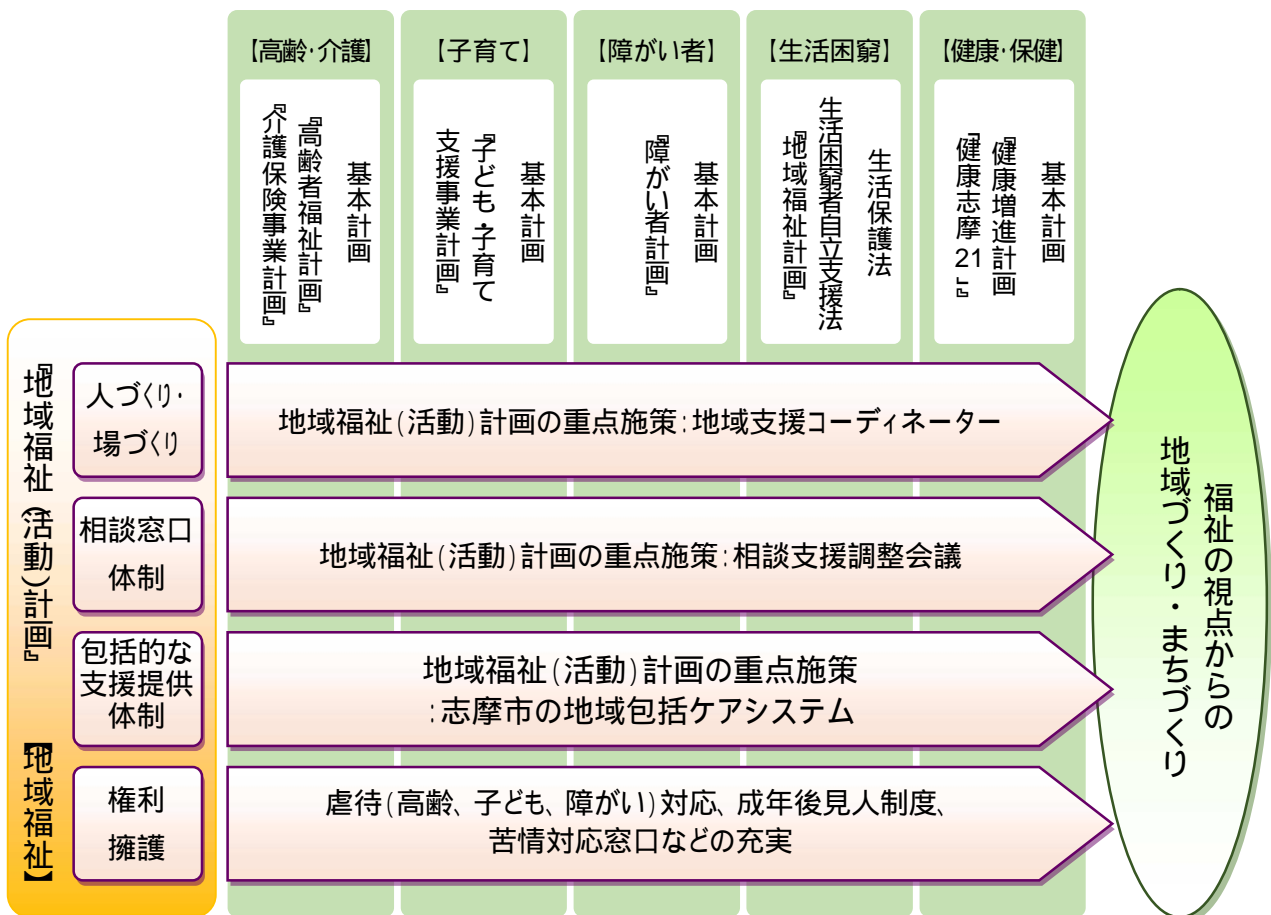
本計画の期間は、平成29年4月から平成34年3月までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や地域福祉政策及び国の動向等を踏まえて必要に応じて見直しを行います。

計画の考え方 : 地域福祉の推進を支える5つの分野の取り組み

福祉政策には、高齢・介護、子育て、障がい者、生活困窮、健康・保健の5つの分野があります。これらのそれぞれの分野の専門的なサービスと、福祉の視点からの地域づくりを考える地域福祉とは、お互いに連携してはじめて両方が機能し、市民が地域で支え支えられていきいきとくらすことができます。

本計画が定める理念と基本戦略のなかに諸分野の取り組みを位置づけて、市の福祉政策が総体として目指す方向を定めます。



計画の理念

< 計画の理念 >

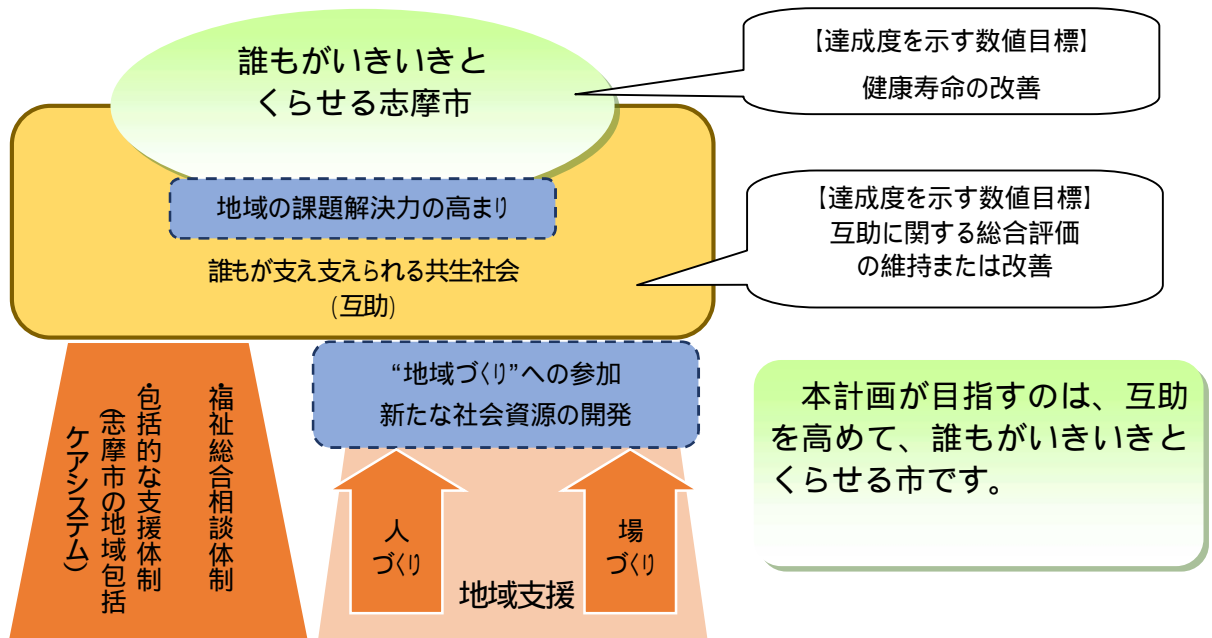
誰もが支え支えられ、いきいきとくらせる志摩市をつくるための提案
～ 共生社会にむけた市民みんなの協働計画～

本計画の目標をあらわす理念は、次のような意味をもっています。

誰もがいきいきとくらせる志摩市...さまざまな世代や背景をもつすべての市民が、ニーズにあった包括的な支援を適切に活用することで、すべての人が、尊重され、生きがいを持ち、自分らしく社会に参加し、いつもどんなときも、いきいきとくらせる市が目標です。

誰もが支え支えられる共生社会...互助とは、人がお互いに支え合うことです。地域が主体となった地域づくりを推進するための“人づくり”“場づくり”が重要と考えています。

< 計画の理念のイメージ >



理念を実現するための重点施策 : 計画の基本戦略

「福祉総合相談体制の充実」
「地域支援の充実」
「包括的な支援体制の充実」

理念に掲げた目標を達成するには、地域の互助だけでは解決できない課題に適切に対応する、切れ目のない専門的な相談窓口体制と包括的な支援体制が必要です。

本計画では、
、
、
を重点施策として、人口の減少と高齢化にともなって弱まりつつある互助の機能を、地域支援の取り組みによって支えることを目指します。

計画実現のための行動計画 : 3つ重点施策と5つの政策の充実

市の地域福祉を高める新たな3つの取り組み

3つの重点施策のなかで、「福祉総合相談体制の充実」は、市役所のなかに「相談支援調整会議」を設置すること、また、「地域支援の充実」は、「地域支援コーディネーター」を新たに設置することで、本計画の実現を目指します。そして、「包括的な支援体制の充実」は、地域と“顔の見える関係”を築く地域支援コーディネーターと、市や社協などの専門的な相談支援窓口と“顔の見える関係”を築く相談支援調整会議とが協働することで、本計画の実現を目指します。

1. 相談支援調整会議の設置 ~福祉総合相談体制の充実~

解決しなければならない課題

- ・「タテワリ」の相談支援体制から生じる、制度の“はざま”におちいる問題や、調整が難しい制度を“またがる”問題への対策が不十分です。その結果、どこに相談すればよいか分かりにくい、窓口をたらい回しにされる、などの問題の原因になっています。
- ・市や社協の支所の機能は、財政問題のために縮小傾向にあります。その結果、市民に身近な2層の相談窓口機能が弱まっています。

新たな  取り組み

行動計画

市における福祉の5つの分野それぞれの相談担当者、そして必要に応じて、社協の相談担当者やその他の関係機関の相談担当者によって、市役所内に「相談支援調整会議」を設置します。

< 相談支援調整会議の役割 >

- ・ **総合相談窓口**...市役所内に設けられる「福祉総合相談窓口」を担当します。また、2・3・4層の相談窓口からの通報の受け付けを担当します。
- ・ **困難事例対応**...制度の“はざま”におちいる事案や、制度を“またがる”事案に対して、それぞれの担当分野の知識と経験を出し合って、適切な支援の組み合わせを検討し、切れ目のない包括的な支援を計画します。そして、支援の提供開始後は、その進捗状況を管理します。
- ・ **関係機関・関係者との連携構築**...市や社協の支所機能が弱まっていく現状を前提に、1層の相談窓口機能が、関係機関・関係者との連携を構築していきます。

< 相談支援調整会議が備える機能 >

- ・ **アセスメント**...制度の“はざま”の相談や、制度を“またがる”相談など、複雑化した問題の見立てを行います。
- ・ **コーディネート**...問題の見立てに基づいて、包括的な支援の組み合わせを計画します。そして、計画を実行するための調整を行います。
- ・ **アウトリーチ**...受付窓口を明確にするだけでなく、関係者や関係機関との間に、気心の知れた“顔の見える関係”の構築に努めます。
- ・ **定期的な研修**...アセスメントやコーディネートの機能を高めるために、恒常的に学習や経験の共有のための研修を行います。

2. 地域支援コーディネーターの設置 ～地域支援の充実～

本計画では社協の地域支援活動と新たな生活支援コーディネーターの活動を一体的、専門的に行う「地域支援コーディネーター」と位置付け、次のような役割を担い地域福祉活動の強化及び充実を図ります。

- ・地域の新たな社会資源の開発を支援します。
- ・地域づくりの拠点づくりを目指します。
- ・地域の課題解決の支援を目指します。

< 2層のコーディネーターが備える機能 >

- ・アウトリーチそして地域アセスメント...地域と協働する土台は、「待ちの姿勢」ではなく、地域の人との“顔の見える関係”を築くことです。そのうえで、コーディネーターの眼から、地域の社会資源や地域の課題などの地域の特徴を把握して、それらを地域に提案することを目指します。
- ・コーディネート...地域が主体の地域づくりは、地域の人が顔を合わせる機会から生みだされます。地域の調整を行い、地域の人たちが集い、地域づくりのアイデアや実践がつくりだされる機会や場をつくる支援を目指します。また、地域づくりや地域課題への取り組みについて、地域とともに考え、情報の提供など、解決にむけた取り組みを支援します。
- ・恒常的な研修...上に述べた地域アセスメントやコーディネートの機能を担えるように恒常的な研修を行います。

< 1層のコーディネーターが備える機能 >

- ・アウトリーチそしてアセスメント...1層のコーディネーターの重要な役割は、2層のコーディネーターが地域と市や社協との間で孤立しないように、2層のコーディネーターを支援することです。そのために、市内だけではなく、日本各地で行われた地域課題への取り組みの情報を蓄積し、それを2層のコーディネーターと共有し、直面する課題と一緒に取り組みます。
- ・コーディネート...地域づくりを支援するために、市や社協のさまざまな分野の支援サービスを調整します。

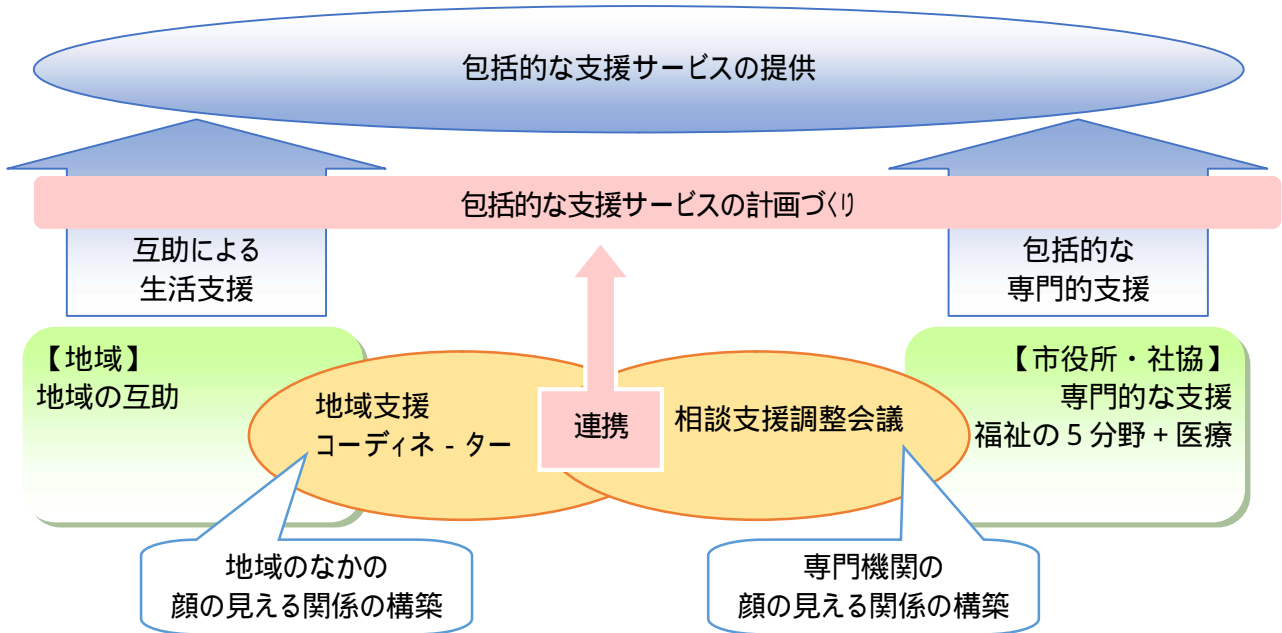
< 市・社協の役割 >

- ・地域支援コーディネーターを養成するための研修プログラムを開発します。地域アセスメントやコーディネートの機能を担うために、担当する職員には高い能力が求められます。市と社協は、全国社会福祉協議会の研修プログラムなどを参考に、市での経験も踏まえながら、コーディネーター養成の研修プログラムを開発し、充実していくことが重要です。
- ・地域支援コーディネーターの取り組みは、市及び社協の包括的な支援を必要とします。市及び社協は、体制の「タテワリ」によって地域支援コーディネーターを孤立させないことが重要です。

3 . 志摩市の地域包括ケアシステムの構築 ~ 包括的な支援体制の充実 ~

虐待（高齢者、子ども、障がい者）や、生活困窮、そして認知症などの問題も重要性を増していることを踏まえて、志摩市の地域包括ケアシステムは、様々な背景をもつあらゆる世代のすべての人を対象に、個々の抱える課題にあわせた包括的な支援サービスを提供する体制を目指します。

図表：志摩市の地域包括ケアシステムの行動計画



地域包括ケアシステムに基づく包括的な支援サービスを提供するためには、多くの関係者や関係機関が、一貫した支援計画を共有する必要があります。大きく分けると、互助による生活支援サービスを提供する地域と、専門的な医療・福祉の支援サービスを提供する市及び社協などの関係機関です。本計画では、地域支援コーディネーターが、地域の調整を行い、地域のなかで“顔の見える関係”を築くことを目指します。また、相談支援調整会議が、支援に関わる専門的な支援機関と“顔の見える関係”を築くことを目指します。そして、地域支援コーディネーターと相談支援調整会議が連携し、包括的な支援サービスの計画づくりをすることで、地域と専門的な支援機関との協働を構築することを目指します。

志摩市役所の相談窓口

総合相談専用窓口		
福祉総合相談窓口	☎ 44-0217	市役所本庁舎 1階

「どこに相談するといいかわからない」「いろいろな問題があってどこの課に相談に行けばいいかわからない」などの福祉に関する相談をお受けします。

高齢者に関する相談		
介護・総合相談支援課	☎ 44-0284	市役所本庁舎 1階
地域福祉課（高齢者福祉係）	☎ 44-0283	市役所本庁舎 1階
子ども家庭に関する相談		
こども家庭課	☎ 44-0282	市役所本庁舎 1階
障がい福祉に関する相談		
志摩市障がい者相談支援センター こだま	☎ 44-3885	サンライフあご 3階
地域福祉課（障がい者福祉係）	☎ 44-0283	市役所本庁舎 1階
生活困窮に関する相談		
志摩市くらしサポートセンター ふんばり	☎ 65-7130	サンライフあご 2階
生活支援課	☎ 44-0280	市役所本庁舎 1階
健康・こころの健康に関する相談		
健康推進課	☎ 44-1100	サンライフあご 3階



志摩市社会福祉協議会相談窓口

社会福祉協議会窓口		
社協相談窓口	☎ 56-1600	磯部健康福祉センター かがやき

「地域・生活福祉相談」「介護相談」「障がい者相談」などの福祉相談をお受けします。

地域・生活福祉に関する相談		
社協地域支援課	☎ 56-1600	磯部健康福祉センターかがやき
高齢者介護・障がい者支援に関する相談		
社協相談支援センターゆうゆう	☎ 72-4800	大王地域福祉センターゆうゆう苑
社協相談支援センターかがやき	☎ 56-1500	磯部健康福祉センターかがやき
子どもに関する相談		
磯部放課後児童クラブ	☎ 55-3600	川辺コミュニティセンター
障がい児童デイサービス	☎ 53-1726	浜島地域福祉センターさくら苑
生活困窮に関する相談		
志摩市くらしサポートセンター ふんばり	☎ 65-7130	サンライフあご 2階
日常生活自立支援に関する相談		
志摩日常生活自立支援センター	☎ 65-7058	サンライフあご 2階



計画の推進体制、進行管理、評価

本計画の基本戦略、「地域支援コーディネーター」による地域づくり体制と、「相談支援調整会議」による総合的な相談体制とそれに続く包括的な支援体制（志摩市の地域包括ケアシステム）を実現するために、推進体制づくり、進行管理、評価を行います。

なお、進行管理、評価については半年に1回開催する地域福祉推進審議会において確認されます。



市役所(健康福祉部)の窓口



問い合わせ先

志摩市健康福祉部 地域福祉課

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

TEL:0599-44-0283

FAX:0599-44-5260

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会

〒517-0214

三重県志摩市磯部町迫間955番地

TEL:0599-56-1600

FAX:0599-56-1601

・表紙の絵:三重県立志摩高等学校美術部・中井結衣さんの作品